

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について (答申案) <概要版>

1 産業廃棄物税の概要

(1) 導入の経緯等

循環型社会の形成に向けた経済的手法のあり方については、平成15年5月に県で設置した「産業廃棄物税等の経済的手法のあり方検討会」やその後の環境審議会等での検討を経て、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）が平成17年3月25日に公布され、平成18年4月1日から施行されている。

福島県産業廃棄物税条例の附則において、施行後5年（平成23年3月）を目途として条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、平成23年度以降の産業廃棄物税のあり方について、福島県地方税制等検討会の報告も踏まえて総合的に検討を行った。

なお、産業廃棄物税は、平成22年3月現在で、27道府県で導入されており、東北地方では6県すべてで導入されている。

(2) 税制度の概要

ア) 目的

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

イ) 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

ウ) 課税標準 県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

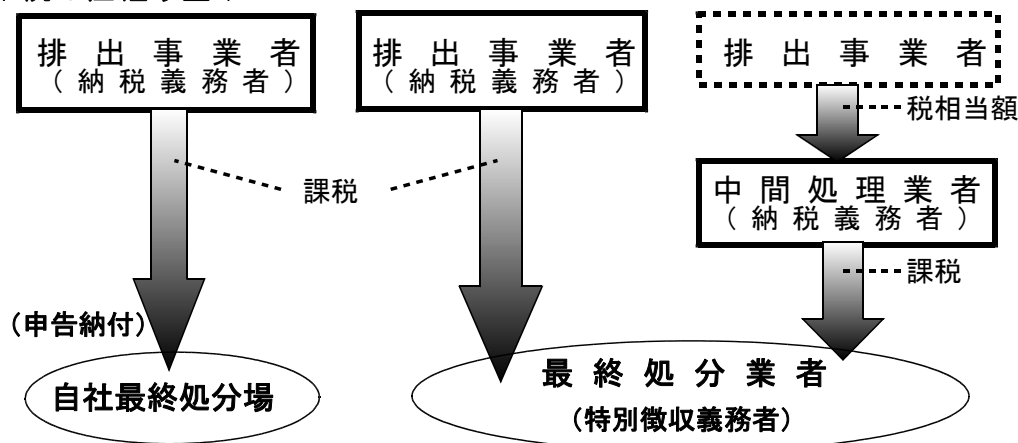
エ) 税率 1,000円/トン

オ) 徴収方法 最終処分業者特別徴収・申告納付※ ※自社処分の場合は申告納付

カ) 課税の特例

- 自社最終処分の場合は、その重量の1/2を課税標準とする。
- 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分について1/2を課税標準とする。

◆税の仕組み図◆



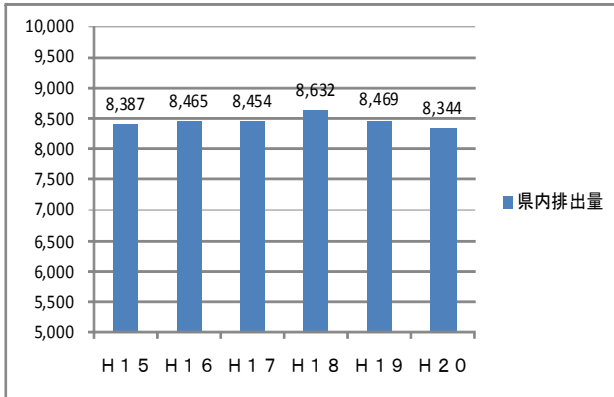
2 本県の産業廃棄物の状況

ア) 県内排出量の状況

産業廃棄物の県内排出量は、平成15年度以降大幅な増減は見られないが、税の導入初年度である平成18年度をピークに減少している。また、火力発電所からの産業廃棄物を除いた県内排出量は、平成18年度をピークに年々減少している。

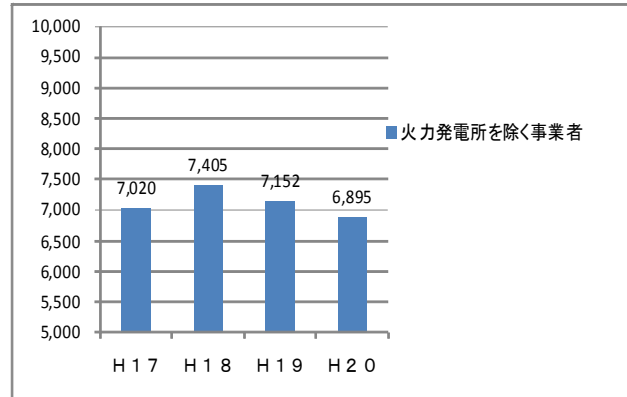
県内排出量の推移

(単位：千 t)



火力発電所を除く県内排出量の推移

(単位：千 t)

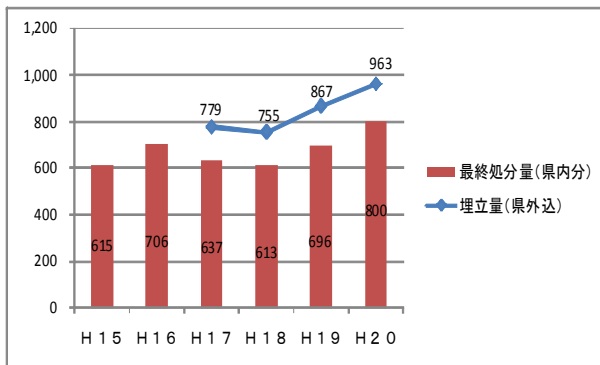


イ) 最終処分量の状況

産業廃棄物の最終処分量は、平成18年度以降増加傾向にあるが、これは火力発電所から発生する「ばいじん」のセメント等への再生利用が景気の悪化等に伴いなかなか進まないことが主な要因である。火力発電所からの産業廃棄物を除いた最終処分量は、平成18年度以降年々減少している。

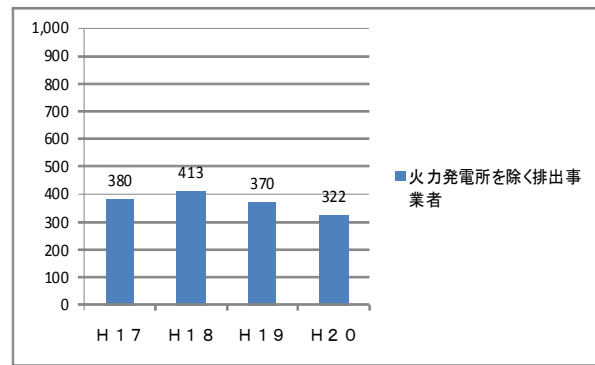
県内産廃の最終処分量と最終処分場における埋立量の推移

(単位：千 t)



火力発電所を除く県内産廃の最終処分量の推移

(単位：千 t)



ウ) 県内流入量・県外流出量の状況

産業廃棄物の最終処分に係る県内流入量・県外流出量については、平成15年度以降大幅な増減は見られない。

エ) 再生利用・減量化の状況

本県の再生利用・減量化率は平成15年度以降92%前後で推移していたものの、平成20年度は90.4%とやや落ち込んでいる。

オ) 不法投棄の状況

平成18年度以降、産業廃棄物税を活用し、不法投棄監視体制の大幅な強化を図った結果、平成15年度には33件だった不法投棄発見件数（1件当たり10トン以上等の件数）が平成20年度には4件となるなど、減少傾向にある。

3 産業廃棄物税の施行状況

平成18年度、平成19年度は、制度開始後間もないこともあり、税収に対して事業充当額が十分とはいえなかったが、平成20年度以降は、税収に見合った事業充当を行っている。

なお、会計処理の透明性を確保するため、産業廃棄物税基金を設け適正に管理している。

税収等の推移

(単位：千円)

	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算
税 収 額 (a)	379,567	570,641	604,211	497,557
歳 出 還 付 ※ (b)	-	302	33	-
徴 税 費 用 (7%) (c)	26,570	39,924	42,293	34,829
基金利息積立 (d)	167	1,078	2,135	1,041
事業充当額 (e)	206,956	301,077	537,297	497,900
基金残高 (f) = (a) - (b) - (c) + (d) - (e) + 前年度の基金残高	146,208	376,624	403,347	369,216
(単年度の基金残高)	(146,208)	(230,416)	(26,723)	(△34,131)

※歳出還付とは、特別徴収義務者が過年度に納付した税のうち、排出事業者の倒産等により徴収不能となった分を還付するもの。

また、平成21年度までの4カ年で1,543,230千円が下記施策に充当されている。

◆産業廃棄物排出量の抑制	13事業	380,971千円
◆リサイクル（物質循環）の推進	8事業	36,895千円
◆産業廃棄物処理施設の整備促進	21事業	262,168千円
◆産業廃棄物に関する県民理解の促進	16事業	74,601千円
◆不法投棄の未然防止	15事業	648,248千円
◆その他産業廃棄物税の目的に適合する事業	12事業	140,347千円

4 産業廃棄物税の今後のあり方について

(1) 税導入の効果と税制度継続の必要性

県内排出量は着実に減少しており、火力発電所からの産業廃棄物を除くと最終処分量も税導入後大幅に減少していることから、産業廃棄物税の導入による効果も一定程度働いたと考えられる。

また、産業廃棄物税を活用し各種施策を展開してきた結果、不法投棄発見件数が減少傾向にあるなど、税充当事業による一定の効果が認められる。

さらに、県内の多量排出事業者（年間500トン以上。埋立処分をしていない事業者等を除く。）を対象とした意識調査結果や個別の排出事業者等ヒアリングの結果からも、税導入により一定の効果があったといえる。

今後も引き続き、持続可能な循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用等を推進していくための貴重な財源として、産業廃棄物税を継続することが適当であると考えます。

(2) 今後の税制度

ア) 課税方式（納税義務者、課税標準）

現行の課税方式による税制度が定着していることから、現方式を継続することが適当であると考えます。

なお、中間処理料金への産業廃棄物税相当額の適正な転嫁を進めるため、引き続き、排出事業者等に対し、制度の周知徹底を図る必要がある。

イ) 税率

現時点で、東北6県を始め産業廃棄物税を導入している27道府県では、産業廃棄物1トン当たり1,000円とすることを基本としており、他県との均衡はとれていることから、現在の税率を継続することが適当であると考えます。

ウ) 徴収方法

本県が採用する「最終処分業者特別徴収方式」は、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易で、納税者の事務負担や徴収コストも小さく、税の公平性の観点からも好ましい方式であり、産業廃棄物の排出抑制に加え、中間処理業者による減量化や再生利用を促すことが期待できるため、現在の徴収方法を継続することが適当であると考えます。

なお、特別徴収義務者は税の徴収にあたって多大な事務負担や立替払いによるリスクを負っており、これらの負担やリスクの軽減について考慮する必要もある。

エ) 課税の特例（自社処分、特例納付）

自社処分の特例措置については、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮し、継続することが適当であると考えます。

また、年間搬入量が1万トンを超える事業者への特例措置については、排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、高額な税負担が発生する場合には一定の軽減措置も必要であることや福島県地方税制等検討会の報告を踏まえ、継続することが適当であると考えます。

オ) その他（併せ産廃）

一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物（併せ産廃）については、税の公平性の観点から基本的に課税対象とすべきであるが、排出事業者の理解を得る必要があることや課税手法に関する調査研究の必要性など福島県地方税制等検討会報告書で示された課題を解決した上で課税対象に加えるべきである。なお、課税対象に加える場合には、十分な周知期間を設けること等に留意する必要がある。

(4) 税の使途

産業廃棄物税は、次のような事業の財源とすべきである。特に、産業廃棄物に係る3R（排出抑制や再生利用等）促進のための技術開発・導入などの施策を充実・強化すべきである。

また、産業廃棄物に起因する事案であって地域住民の生活環境の確保のために必要な場合には、市町村等が行う不法投棄事案の原状回復措置その他講ずべき施策に対し、一定のルールのもと支援等を行うことも新たに検討する必要がある。

- ◇ 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・ 産業廃棄物排出量の抑制、排出量の削減への技術的・経済的支援
- ◇ リサイクル(物質循環)の推進
 - ・ リサイクル技術の導入支援
 - ・ 環境産業の育成
 - ・ 企業間の情報交換ネットワークの構築
- ◇ 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・ 産業廃棄物処理業者の情報公開支援
 - ・ 処分場への不安感の払拭
 - ・ 処分場の周辺環境整備
- ◇ 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・ 産業廃棄物に関する県民理解の促進、環境教育、学習の振興
 - ・ 優良な処理業者の育成
- ◇ 不法投棄の未然防止
 - ・ 不法投棄防止対策の強化
 - ・ 事業者に対する啓発
- ◇ その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

なお、税の使途、成果等について、引き続き情報開示を行い、税負担者の理解を深めるとともに、広く県民に対しても周知し理解を得るよう努めるべきと考える。

5 その他

社会経済情勢の推移や税制度の施行状況を勘案し、一定期間（5年程度）を目安として必要な見直しを行うこととすべきである。

特に、課税の特例については、経済情勢の推移等を見ながら次期見直し期に再度検討する必要がある。